

(表)

第 号	
徴収職員証	
写真	所属 職氏名
	年 月 日生
年 月 日発行	野田市長 ⑩

←9cm→

(裏)

注 意

1. 本証は下水道事業受益者負担金徴収に関する事務を行う場合には必ず携帯しなければならない。
2. 本証は関係人の請求があったときは何時でもこれを呈示しなければならない。
3. 本証は他人に貸与し又は譲渡してはならない。

↑6cm↓